

# 秋の全国交通安全運動の実施について

期間 9月21日(土)から9月30日(月)  
家庭でも みんなで語ろう 交通ルール

県民の皆さんに交通安全意識を高めていただき、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践により、交通事故を防止するため、「秋の全国交通安全運動」を実施します。

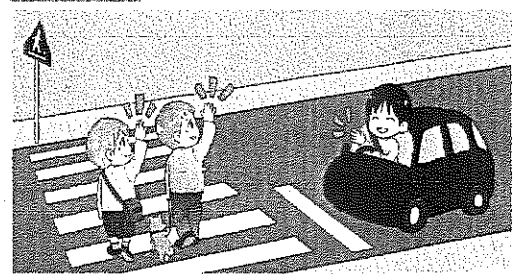
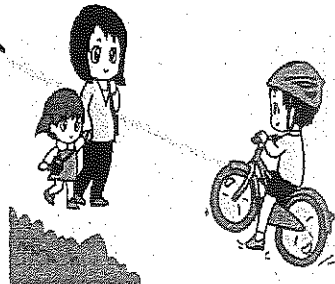
交通事故の多くは、「基本的な交通ルールが守られていない」「脇見やぼんやりなど運転者のちょっとした不注意」が原因で発生しています。

自動車等を運転される方は、道路を利用する全ての人から「大切な命を託されている」という気持ちを持って、交通ルールと交通マナーを守り、思いやりのある安全運転を心掛けて下さい。

皆さんの力を合わせ、悲惨な事故を一件でも無くしていきましょう。

広報めいわ

館林警察署  
75-0110  
明和駐在所  
84-2200



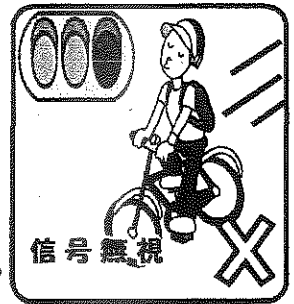
# 自転車の安全利用について

群馬県警察では、自転車利用者に対して「交通ルールの遵守と交通マナーの向上」や「歩道を通行するときの歩行者保護の徹底」等の指導啓発活動を推進しています。

自転車利用者は、車道を通行する場合は、左側を通行するほか、信号を守り、一時停止交差点では必ず一時停止して安全を確認するなど、車両としての交通ルールを守りましょう。

大切な命を守るため、自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。自転車は、手軽で身近な交通手段として、多くの人達に利用されていますが、自動車と同じ車両の仲間です。

自転車を利用するときは交通ルールを守り、歩行者にも配慮した運転を心掛けましょう。



## 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

7月発生

刑法犯

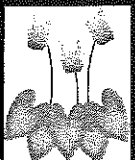
窃盗 1 1 件

その他 0 件

交通事故

人身 2 件

物件 2 7 件



明和町

